

該当するか確認してください

介護保険負担限度額認定
(介護保険施設・ショートステイ利用時の食費と居住費の軽減)

あなたは生活保護を受給していますか？

はい

いいえ

あなたは市民税を課税されていますか？

はい

該当しません

いいえ

世帯員のなかに市民税がかかる人はいますか？
(世帯分離している配偶者を含む)

はい

該当しません

いいえ

預貯金等（現金・信託・有価証券を含む）の合計額が基準額（※）以上ですか？

はい

該当しません

いいえ

申請に必要なものは裏面をご覧ください。

基準額（※）	預貯金・有価証券等の合計金額	
年金収入額（*）+合計所得金額が80万9千円以下	単身	650万円
	夫婦	1650万円
年金収入額（*）+合計所得金額が80万9千円を超え、120万円以下	単身	550万円
	夫婦	1550万円
年金収入額（*）+合計所得金額が120万円超	単身	500万円
	夫婦	1500万円
第2号被保険者（40歳以上64歳以下） 市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	単身	1000万円
	夫婦	2000万円

(*非課税年金を含む)

7月より申請
できます。

申請に必要なもの

- ① 負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 負担限度額認定申請添付書類台紙

必要書類を窓口
へ持参または郵
送してください。

■生活保護受給のかたは、①負担限度額申請書のみ提出してください。

③負担限度額認定申請添付書類台紙に添付するもの(本人及び配偶者のもの)

(1) 預貯金の額が確認できるもの

通帳の写し(定期預金証書含む)

◎ 銀行名・支店・口座番号・名義が分かる部分の写し

→ 通帳の表紙をめくり、口座番号・名義・支店名が書かれているページ

◎ 申請日の直近から2か月分の通帳の写し

→ 通帳記入をしてからコピーしてください。

※同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、すべての通帳のコピーが必要となります。

(2) 信託・有価証券(評価概算額がわかるものの写し)

(3) 負債額がわかるもの(借用書等の写し)

・市が確認した結果、非該当となる場合があります。

・虚偽の申告により不正受給を受けた場合は、介護保険法第22条1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(問い合わせ先)

善通寺市高齢者課

〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号

電話 0877(63)6331